

学校における働き方改革推進プラン (案)

令和5年2月改定

奈良県教育委員会

目 次

ページ

| | | |
|------|--|----|
| I | 「学校における働き方改革推進プラン」が目指すもの | 1 |
| 1 | 教育長のメッセージ（本プランの趣旨） | 1 |
| 2 | 現状 | 2 |
| 3 | 国の動き | 4 |
| 4 | 本プランに関する県教育委員会のこれまでの動き | 6 |
| 5 | 取組項目と期間について | 6 |
| II | 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進 | 7 |
| 1 | 勤務時間管理の徹底 | 7 |
| (1) | 勤務時間の正確な把握方法 | |
| (2) | 「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」の策定とその運用 | |
| (3) | 在校等時間データの分析・活用 | |
| (4) | 勤務時間に関する例規の整備（勤務時間の割振り、休憩時間、変形労働時間制） | |
| (5) | 勤務時間外の連絡対応等の体制整備（留守番電話・メール等） | |
| (6) | 保護者や地域への啓発（学校運営協議会等の活用） | |
| 2 | 労働安全衛生管理の徹底 | 12 |
| 3 | 教職員のメンタルヘルス対策 | 13 |
| (1) | 予防的取組の推進 | |
| (2) | 復職支援の取組の推進 | |
| 4 | 評価（人事評価・学校評価等）、研修での意識改革 | 15 |
| (1) | 人事評価における評価項目の整備 | |
| (2) | 管理職、教職員の意識改革（研修の充実） | |
| (3) | 学校評価での点検・教育委員会の自己点検 | |
| III | 学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化 | 18 |
| 1 | 各教育委員会が取り組むべき方策 | 18 |
| (1) | 各学校における方針・計画の策定の促進と支援 | |
| (2) | 学校が担っている業務の仕分け・整理 | |
| 2 | 各教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務 | 20 |
| (1) | 地域ボランティアとの連絡調整 | |
| (2) | 調査・統計等への回答等 | |
| (3) | 部活動に対する方向性 | |
| (4) | 給食時の対応 | |
| (5) | 学校行事等の準備・運営 | |
| (6) | 「チームとしての学校」（事務職員や支援スタッフの参画） | |
| (7) | 教育委員会の支援体制（専門家の活用、福祉部・警察等との連携） | |
| (8) | 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築 | |
| (9) | ICTの環境整備（校務支援システムの導入）、進路指導等業務の簡素化 | |
| (10) | 教職員の研修制度の改善 | |
| (11) | 学校指定の研修や研究事業の精査・簡素化 | |
| 3 | 各学校が取り組むべき方策（各教育委員会が各学校に取組を促し支援） | 29 |
| 4 | 学校が作成する計画等の見直し | 30 |
| 5 | 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施 | 31 |
| IV | 学校の組織運営体制の在り方 | 32 |
| 1 | 各教育委員会が主導して学校に取組を促し支援する組織運営体制 | 32 |
| (1) | 委員会、職員会議、校務分掌の見直しと業務の平準化 | |
| (2) | 主幹教諭、各主任等の役割 | |
| (3) | 若手教員への校内支援 | |
| (4) | 事務職員の校務運営への参画、効率化と事務機能の強化 | |
| 2 | 各教育委員会が改善すべき組織運営体制 | 35 |
| (1) | 求められる能力の明確化（教特法第22条の3「資質向上に関する指標」） | |
| (2) | 若手教員への働き方改革の観点での支援 | |
| (3) | 人材バンクの整備 | |
| (4) | 教員不足の解消 | |
| V | 働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ | 38 |
| 1 | 働き方改革の進捗状況・結果の公表 | 38 |
| 2 | 教育委員会会議や総合教育会議の議題としての共有 | 39 |
| 3 | 働き方改革の好事例の共有 | 40 |

I 「学校における働き方改革推進プラン」が目指すもの I 教育長のメッセージ（本プランの趣旨）

持続可能な「質の高い教育」を目指して

奈良県教育委員会 教育長 吉田 育弘



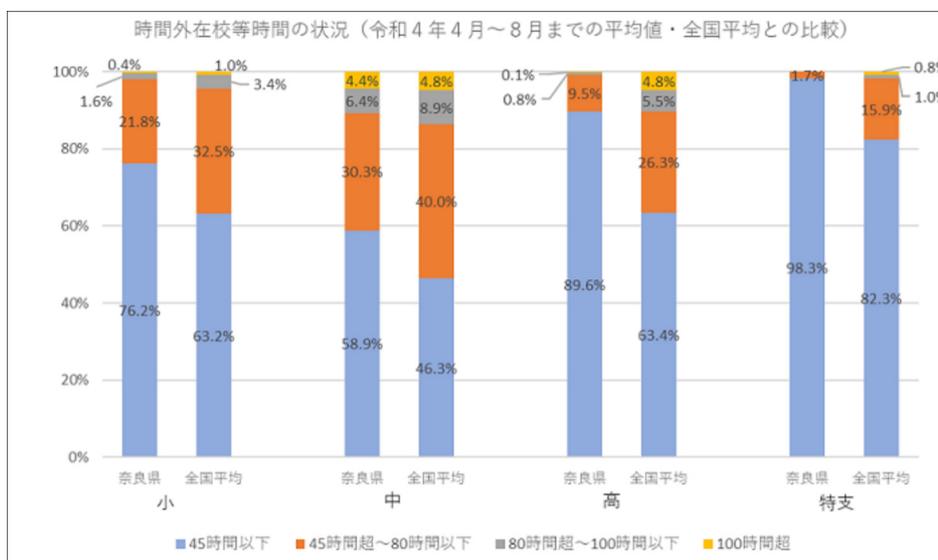
“今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。”

上の文章は平成31年1月25日の中央教育審議会答申の中で示されたものです。奈良県教育委員会として、次の世代の新しい学校をイメージするとき、まさにこの答申にある「選択」と向き合わずにはられません。勤務実態調査から奈良県でも長時間勤務の実態が明らかになっているからです。我々は、これまでの学校の「常識」を見直し、勤務時間の中で終わらせることのできる学校業務へと変革しなくてはなりません。それによって教員が本来の輝きを取り戻し、必要性の高い一つ一つの教育活動に磨きがかかる。ひいてはそれが子どもたちの瞳の輝きにつながる。それこそが次の世代の学校が目指す方向なのです。つまり「教員の働き方改革」の目的は「教育の質の向上」そのものなのです。

本プランは、県教育委員会としての取組の方向と目標を示しますが、市町村教育委員会や学校、地域や保護者の皆様方との協働が必要です。どうぞよろしくお願いいたします。

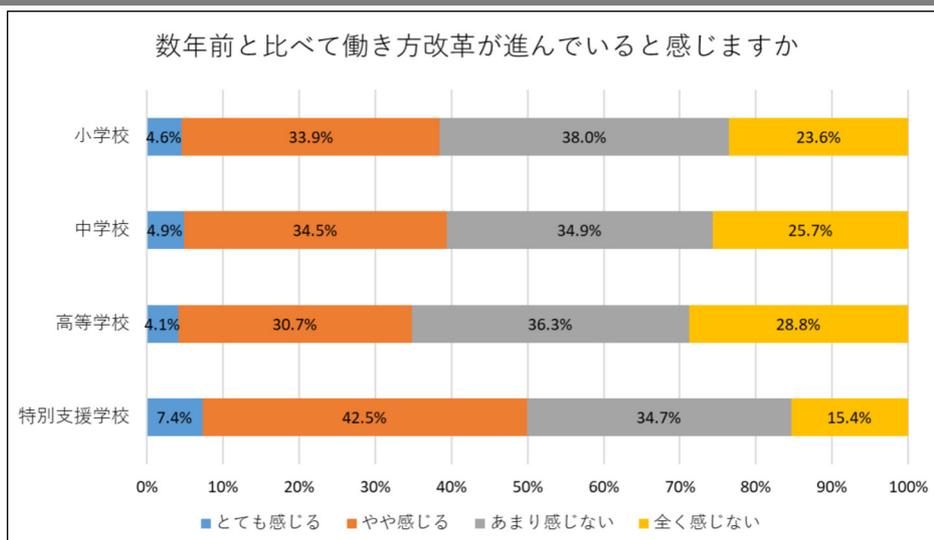
2 現状

時間外在校等時間が45時間超の割合が奈良県は全国平均より低い。しかし中学校では4割以上、小学校で2割以上が月平均45時間超となっている。また中学校では、1割以上が過労死ラインである80時間超となっており、今後改善が必要。



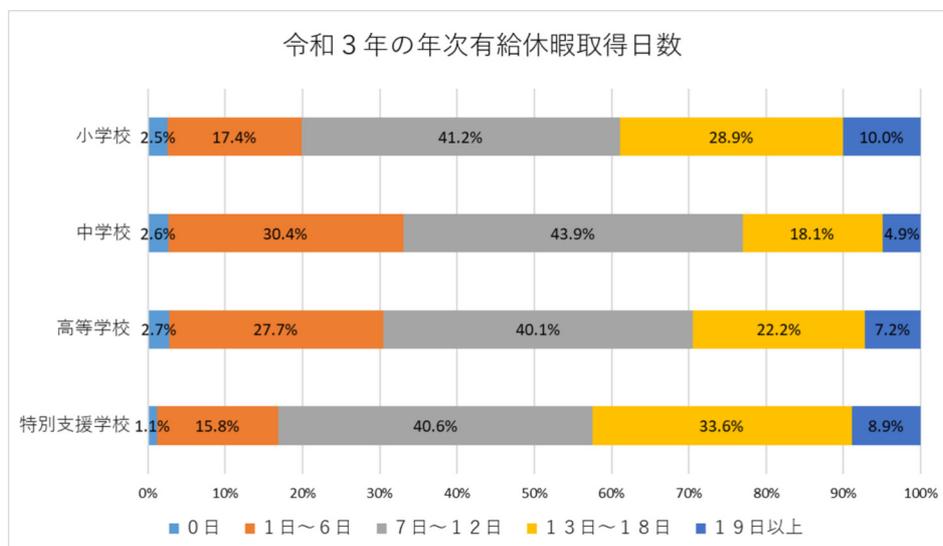
「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)

全校種において、過半数が働き方改革が「あまり進んでいると感じない」「全く進んでいない」と回答



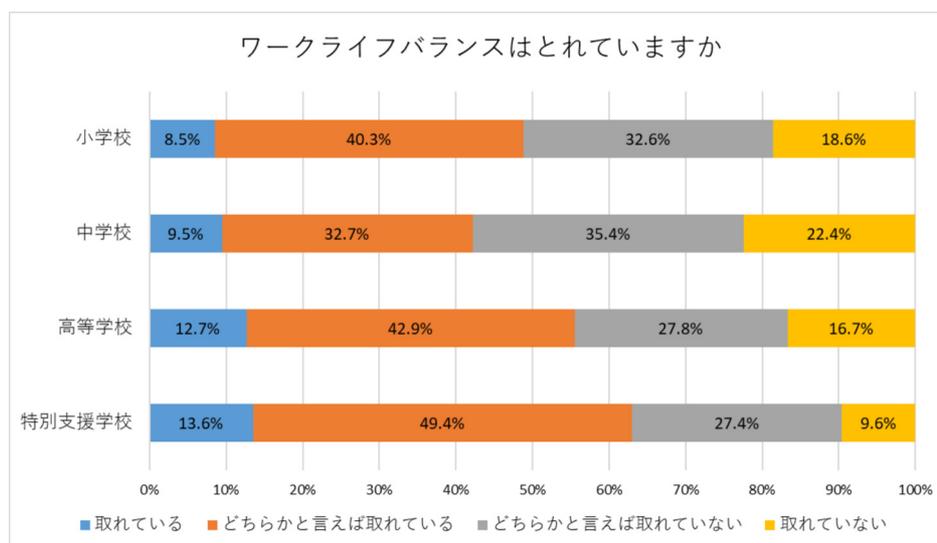
「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)

中学校及び高等学校においては、3割の教職員で年間の年次有給休暇取得日数が6日以下となっている。



「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)

小学校及び中学校において、過半数の教職員がワークライフバランスを「取れていない」「どちらかと言えば取れていない」と回答している。



「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)

3 国の動き

- (1) 「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」(中央教育審議会答申・平成31年1月)では下の14の業務を3種類に分け、改善の方向を示しています。

| 基本的には 学校以外が担うべき業務 | 学校の業務だが、必ずしも 教師が担う必要のない業務 | 教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務 |
|--|--|--|
| <p>① 登下校に関する対応</p> <p>② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④ 地域ボランティアとの連絡調整</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p> </div> | <p>⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧ 部活動(部活動指導員等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p> </div> | <p>⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭の連携)</p> <p>⑩ 授業準備 (補助的業務への[*]SSの参画等)</p> <p>⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのSSの参画等)</p> <p>⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等、外部委託等)</p> <p>⑬ 進路指導 (事務職員、外部人材等協力)</p> <p>⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携協力)</p> |

*SS…スクール・サポート・スタッフ

- (2) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省・平成31年1月)において超過勤務の上限を示し、服務監督権者である教育委員会にも方針の策定とその周知、徹底、検証、公表等を要請しています。

| |
|---|
| <p><示された上限時間の内容></p> <p>① 公立学校教師の超過勤務(条例等で定められた勤務時間を超えた在校等時間)の上限を月45時間、年間で360時間以内とすること。</p> <p>② 通常予見することができない一時的又は突発的な事情による特例があったとしても年に6月以内の範囲でしか①の上限を超えることはできず、この場合であっても月100時間未満、年間720時間以内とし、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)の平均が80時間を超えることができない。</p> |
|---|

- (3) 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(文部科学事務次官・平成31年3月)では、具体的な取組を指示し、各教育委員会の取組の進捗状況を把握し公表するとしています。加えて、県教育委員会には、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して周知を図るとともに十分な指導・助言をするよう要請しています。
- (4) 令和元年7月1日を基準日として、(3)の通知の徹底状況を把握するため、全国1778教育委員会等に対して、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を文部科学省が直接実施し、令和元年12月25日に結果が公表されました(以後毎年実施)。

(5) 令和元年12月4日、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(以下、「改正給特法」という。)が参議院本会議で成立しました。同年1月に示された(2)の「ガイドライン」を給特法上に根拠ある指針として格上げされたことと、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制を導入できることが大きな改正点となりました。

この給特法改正案には、衆議院、参議院においてともに附帯決議がなされており、以下に示す内容等が挙げられています。あわせて教育職員の処遇の改善や、3年後を目途に実態調査を行うことなどが、明記されました。

- 教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握し、その記録が公務災害認定の重要な資料となることから公文書として管理保存すること。
- 自宅等への持ち帰り業務時間が増加することのないよう趣旨を明確にすること。
- 学校規模にかかわらず、ストレスチェックを完全実施するよう努めること。
- 長期休業期間における大会を含む部活動や研修の縮減を図り、変形労働時間制を活用した休日のまとめ取りができるようにすること。
- 指針における在校等時間の上限と、部活動ガイドラインを遵守すること。
- 教育委員会は、学校任せにせず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に推進すること。
- 国は、抜本的な教職員定数の改善や、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充を始めとした環境改善のための財政措置を講ずること。
- 部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

(6) 令和2年1月17日、「改正給特法」により加えられた第7条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されました。本指針は「改正給特法」の施行日と同じく、令和2年4月1日から適用され、各教育委員会においては、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定と併せて、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底が求められています。

(7) 「学校における働き方改革推進本部」を毎年開催し、学校における働き方改革に係る文部科学省の取組の進捗状況について議論しています。

(8) 令和元年度から毎年作成している「学校における働き方改革事例集」について、全国の学校から集めた、どの学校でも実現できそうな取組を、分野ごとに削減目安時間とともに記載するなど、大幅改定を加え、令和3年3月に公表しています。

(9) 教員の業務内容ごとの勤務時間数を把握すること、また、教職員や専門スタッフの配置状況と教員の勤務時間・労働負荷との関係性などを検証することにより、今後の教育環境の改善につなげることを目的として、令和4年7月に「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査」を実施しました。

4 本プランに関する県教育委員会のこれまでの動き

- (1) 令和2年3月に「学校における働き方改革推進プラン」(本プラン)を策定。令和2～4年度は本プランに基づき各種取組を実施しました。
- (2) 令和3年3月策定「第2期奈良県教育振興大綱」(対象期間は令和3年度～令和6年度)に学校における働き方改革について記載しました。大綱を受け、県教育委員会で策定の「奈良の学び推進プラン」にも同改革の推進について記載しました。
- (3) 定期的に「働き方改革推進会議ワーキング」を開催し、進捗状況等を管理しています。また、学校関係者も含めた「学校における働き方改革推進会議」を毎年開催し、課題や取組について意見交換を行っています。
- (4) 令和4年11月実施した「令和4年度学校における働き方改革に関するアンケート」及び、文部科学省が令和4年度に実施した「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を踏まえ、令和5年2月に本プランを改定しました。

5 取組項目と期間について

- (1) 本プランは、前々項(3)で述べた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」に対応する項目及びその他県独自の項目に関して、その実現に向けて具体的な目標を示します。
- (2) 各市町村教育委員会や公立小・中学校(義務教育学校を含む。以下「小・中学校」という。)においても、このプランの趣旨を理解していただき、業務改善についての方針を設定するなど連動した取組を要請します。
- (3) 本プランの取組期間は令和7年度末までとし、その成果や進捗状況を検証するものとし、検証結果についてはWebページ等で公表します。